

国民保護業務計画

公益財団法人献血供給事業団

災害等発生時に最も優先されなければならないことのひとつは人命救助であり、それに伴う救急治療である。一刻一秒を争う医療救護活動が迅速且つ的確に行われることが肝要である。公益財団法人献血供給事業団（以下「事業団」という。）は、日頃より血液事業の一翼を担い、業務の遂行に鋭意努力してきたところであるが、災害発生時には、一層その真価を問われることとなる。

事業団は、従前より災害時における防災業務に関して、その対応並びに手順等を示した防災業務計画試案によって実施してきたところである。その後、昭和58年より東京都より防災協力機関としての「指定地方公共機関」に指定されたことを機会に、昭和59年「防災業務計画」を制定し、その習熟に努めてきたところであるが、平成16年「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」（平成17年閣議決定）が定められ、また、国民保護法第2条第2項に基づき、東京都知事より「指定地方公共機関」に新たに指定（平成17年4月13日付東京都告示第635号）されたため、事業団が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項等を定め、武力攻撃事態及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を円滑に実施することを目的として、本計画を定める。

目 次

	頁
第 1. 国民保護業務計画の目的	1
第 2. 国民保護措置の基本方針	1
第 3. 指定地方公共機関としての役割	1
第 4. 災害対策の仕組みを最大限に活用	2
第 5. 即応体制の整備	2
第 6. 国民保護措置の実施に関する訓練等	2
第 7. 職員参集体制（非常呼集及び自主参集）	2
第 8. 国民保護措置担当部長の設置	2-3
第 9. 職員の安全確保	3
第 10. 防災関係機関との連携	3
第 11. 事態類型	3
第 12. 武力攻撃災害等の規模に応じた対応	4
第 13. 武力攻撃災害派遣及び救援活動	4
第 14. 国民保護業務計画と防災業務計画の連動	4
第 15. 応援出動	4-5
第 16. 各事態に対する対処要領	5-6
第 17. 指揮命令系統	6
第 18. 災害対策本部の設置と組織及び機能等	6-8
第 19. 通信の確保・運用	8
第 20. 資材、機器及び情報等の管理	9
第 21. 防災業務遂行に必要な日常点検	9
第 22. 防災思想の普及・高揚	9
第 23. 防災業務計画の習熟及び訓練	9
第 24. 報告	9
第 25. 労務管理	10
第 26. 計画の適切な見直し	10

附則

第1. 国民保護業務計画の目的

平成16年「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」（平成17年閣議決定）に基づき、事業団が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項等を定め、武力攻撃事態及び緊急対処事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を円滑に実施することを目的とする。

なお、事業団の実施する緊急対処保護処置は、国民保護措置に準じるものとする。

第2. 国民保護措置の基本方針

事業団は、国、東京都及び区市町村の国民保護業務計画に協力し、武力攻撃事態等においても職員の安全確保に配慮の上、血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤等」という。）の供給を維持し、要請された救援等を行い、国民保護措置を図るものとする。

第3. 指定地方公共機関としての役割

東京都より「指定地方公共機関」の指定を受けている事業団は、「東京都国民保護計画」の中の事務又は業務大綱の責務を果たすため武力攻撃等に関する防災・応急対策業務を実施する。

1. 武力攻撃災害発生時の対応

武力攻撃災害発生後は、その規模・状況を把握するとともに、初動措置を講じ、東京都国民保護対策本部、東京都保健医療局、日本赤十字社東京都支部、関東甲信越ブロック血液センター及び東京都赤十字血液センターとも連携して、事業団本部を中心に状況に応じた血液製剤等の供給体制をとる。

(1) 応急体制

血液製剤等の後方医療施設、救護所等への供給は、本部、各事業所が東京都、日本赤十字社東京都支部、関東甲信越ブロック血液センター及び東京都赤十字血液センターと密接な連携のもとに行う。

(2) その他

東京都、日本赤十字社東京都支部、関東甲信越ブロック血液センター及び東京都赤十字血液センターより血液製剤等の都外からの輸送等について要請があった場合は協力して行う。

2. 災害復旧対策

事務局長は国民保護措置担当部長と共同して、被災した施設、設備について被害状況を調査し、これに基づいて早期復旧を図るものとする。

第4．災害対策の仕組みを最大限に活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「防災業務計画」等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用するものとする。また、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等において、災害対策との有機的な連携に配慮するものとする。

第5．即応体制の整備

事業団は、日頃から職員に対し訓練や研修を実施し、都知事による警報の通知、又は緊急通報が発令された場合等、武力攻撃事態等の発生時における即応体制を維持する。武力攻撃事態等の発生時、初動を迅速・適切にするとともに東京都及び関係機関と密接な連携を図り、速やかに国民保護措置を実施するものとする。

第6．国民保護措置の実施に関する訓練等

事業団は、東京都及び関係機関が行う国民保護措置の実施に必要な訓練への参加に努め、武力攻撃事態等における各機関の役割を認識し、訓練を通じて対処能力の向上を図るものとする。

第7．職員参集体制（非常呼集及び自主参集）

1．非常呼集

夜間又は休日に武力攻撃事態等が発生した場合は、「非常呼集網」及び「セコム安否確認システム」により職員を招集する。なお、嘱託職員及び臨時職員は非常呼集の対象としない。

2．自主参集

武力攻撃事態等が発生し、何らかの理由により「非常呼集」を受信できない職員は、自分と家族の安全確保を最優先として行動し、安全確保が終了した時点で自主的に所属部署あるいは最寄り部署に参集する。なお、いずれの場合も本部（総務部）については、所属職員以外の参集部署としない。

第8．国民保護措置担当部長の設置

- 1．防災担当部長の兼務により国民保護措置担当部長を置く。
- 2．国民保護措置担当部長の役割
 - (1) 平常時における連絡・調整・指示

国民保護措置担当部長は、国民保護措置の実施に備え、平常時においては一元的に東京都及び関係機関や各事業所に対して連絡・調整・指示を行える体制を維持する。

(2) 武力攻撃事態等発生時における連絡・調整・指示

国民保護措置担当部長は、武力攻撃事態等発生時、各事業所の被害状況等を早急に把握し、事務局長と協議の上、各事業所に対して一元的に連絡・調整の上、必要な対応や措置を指示し、その状況を理事長に報告する。但し、災害対策本部が設置された場合は、その業務は災害対策本部に移行するものとする。

(3) 情報の収集

平常時より東京都及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、武力攻撃事態等の発生（避難準備段階を含む。）時は、東京都及び関係機関、報道機関からの情報を総じて把握し、速やかにその事態等の対応に努める。

一方、各事業所においては、局所的あるいは地域特有の事態等が発生する可能性もあることから、日頃より情報の収集に努める。また、入手した情報は、国民保護措置担当部長に遅滞なく報告を行う。

第9．職員の安全確保

国民保護措置担当部長は国民保護措置の実施にあたり職員の安全確保に十分配慮するものとする。

第10．防災関係機関との連携

東京都における武力攻撃事態等に際して、事業団の果たすべき役割の重要性の観点から東京都保健医療局、日本赤十字社東京都支部、関東甲信越ブロック血液センター及び東京都赤十字血液センター、日本赤十字社、東京都総務局総合防災部等の関係機関と定期的且つ綿密に情報の交換、実施項目の修正等を行い、常に最新の対応策と連携の強化を図る。

第11．事態類型

1．武力攻撃事態

①着上陸侵攻 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

2．緊急処理事態

①危険物質を有する施設への攻撃 ②大規模集客施設等への攻撃

③大量殺傷物質による攻撃 ④交通機関を破壊手段とした攻撃

3．武力攻撃事態等

「武力攻撃事態等」には緊急処理事態を含むものとする。

第12. 武力攻撃災害等の規模に応じた事業団の対応

1. 対応の区分

- (1) 災害等の規模が小さく、当該事業所の勢力だけで概ね対処できる事態を「第一種武力攻撃事態」という。
- (2) 災害等の規模がやや大きく当該事業所等の勢力だけでは対処できず、他の事業所等からの応援、増強を要する事態を「第二種武力攻撃事態」という。
- (3) 災害等の規模が大で、事業団の全勢力をもって対処を要する事態を「第三種武力攻撃事態」という。
- (4) 血液製剤等供給管轄外の地域に対し、武力攻撃災害等の規模の大小に限らず、必要に応じて独自の判断、又は関係機関からの要請に基づき、血液製剤等の供給業務及び救援支援のため、保有する資材・機器及び人員を派遣することを「武力攻撃災害派遣」という。

2. 状況（事態）の報告と判断

各事業所（長）は、武力攻撃災害が発生した場合（予想される場合も含む。）、その詳しい状況とともに事態の区分を事務局長に報告する。理事長は、事務局長、国民保護措置担当部長と協議し、状況（事態）の区分を決定するが、協議できない場合には、独自判断とする。また、理事長が不在、又は連絡不能等の場合は、「防災業務計画 第3章 5. 災害対策本部・組織・機能(3)」の代行者及び代行順位に準ずる。

第13. 武力攻撃災害派遣及び救援活動

管轄区域以外における武力攻撃災害等の状況に応じて、第12-2によって決定された武力攻撃災害派遣の派遣手続き、派遣の規模、派遣方法等については、事務局長が国民保護措置担当部長と協議のうえ理事長に提議し、理事長が決定する。

第14. 国民保護業務計画と防災業務計画の連動

武力攻撃事態等により災害対策本部が設置された場合の行動については防災業務計画に準拠することとする。

第15. 応援出動

1. 応援出動の要請

各事業所（長）は人員、車両、資材、機器等が不足、又は補充の必要があると判断した場合は、速やかに災害対策本部に応援出動を要請する。災害対策本部は、各事業所の状況を確認し、応援可能な事業所に応援出動を発令する。また、災害対策本部は、第二

種武力攻撃事態あるいは第三種武力攻撃事態に至った場合、事業所（長）から応援出動の要請がなくても、必要と判断した場合には応援出動の発令をする。

2. 応援出動

応援出動を命ぜられた事業所（長）は、速やかに職員を指名の上うえ、必要な人員、車両、資材、機器等を指定された事業所に出動させ、災害対策本部に報告する。

3. 応援出動の撤収・中止

事業所（長）は、応援の必要がなくなった場合、速やかに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、事業所（長）に対し撤収を命じる。なお、災害対策本部は、状況に応じ、応援出動の撤収・中止を命じる場合もある。

第16. 各事態に対する対処要領

(1) 第一種武力攻撃事態

事業所（長）は、所属職員をもって災害発生時における必要な処置を行い事態に対処する。

(2) 第二種武力攻撃事態

ア. 事業所（長）は、はじめに所属職員をもって当面の緊急事態に対処し、必要に応じて国民保護措置担当部長に応援出動要請等を行い、支援された人員、資材、機器等をもって対処の強化を図る。

イ. 国民保護措置担当部長は、事務局長の命により、応援が可能な事業所（長）に資材、機器等を応援の必要とする事業所（長）へ移管し、対処の強化を図る。

ウ. 理事長は、必要により事業団本部に「防災業務計画 別紙1 災害対策本部組織図」による災害対策本部を設置する。

(3) 第三種武力攻撃事態

ア. 理事長は、速やかに事業団本部に災害対策本部を設置する。

イ. 災害対策本部長は、通常の供給業務等を実施する最小限の人員を除き、全職員に対して指定する場所への出動を命じ、災害活動に全力をもって対処できる体制を確立する。

(4) 武力攻撃事態等の発生が予測された場合

武力攻撃事態等の発生が予測された場合、その想定される武力攻撃災害等の規模に応じて前各号の対処措置を講じることができる。

(5) 各事態共通

ア. 事業所（長）は、武力攻撃事態等の発生後、直ちに被害及び出動の状況を災害対策本部長（災害対策本部を設置しない場合は国民保護措置担当部長。）に報告するとともに、人員、資材、機器等の応援を要する場合は、早急に応援を要請する。

イ. 災害対策本部長（災害対策本部を設置しない場合は、専務理事、常務理事、事務局長。）は、第二種及び第三種武力攻撃事態において、現地での活動を効率的に実

施するために必要がある場合は、国民保護措置担当部長に命じて臨時出張所を設置する。

ウ. 各事態において、災害対策本部長（災害対策本部を設置しない場合は、専務理事、常務理事、事務局長。）は、東京都国民保護対策本部、東京都保健医療局、日本赤十字社東京都支部、関東甲信越ブロック血液センター、東京都赤十字血液センター、その他の関係機関等と密接に連携のうえ、要請された救援（供給）業務に協力するものとする。

エ. 被害のない事業所（長）等は、応援出動を命じられた場合、通常の供給業務との調整を図り最大限の人員を出動させる。

第17. 指揮命令系統

国民保護措置担当部長は、事務局長の命を受け、事業団が直面する武力攻撃災害等の対応の指揮を執る。各事業所（長）は、国民保護措置担当部長の指揮下に入る。

1. 日常の勤務時間内

日常業務時間内にあつては、各職員は所属長の指揮下に入る。

2. 夜間・休日

夜間・休日にあつては、日勤あるいは夜勤指令者の指示・連絡・調整に基づき初動的防災業務を遂行する。

3. 非常呼集による参集時の指揮系統

所属の事業所若しくは最寄りの事業所へ出勤した場合又は参集命令のあった場合若しくは事業所へ自主参集した場合、参集し得た職員の中から職階最上位職員が、同位の場合は先任職員が指揮を執る。なお、状況に応じ、当該出勤事業所に詳しい同位者に変更することがある。

第18. 災害対策本部の設置と組織及び機能等

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置

理事長は、事務局長又は国民保護措置担当部長からの報告により、第三種武力攻撃事態及び必要に応じ第二種武力攻撃事態において事業団本部に災害対策本部を設置する。

ア. 設置の例外

理事長は、武力攻撃事態等が発生すると予測される場合にあつては、災害対策本部を設置することができる。理事長は、武力攻撃災害等の被害が直接には管轄区域に及ばない場合にあつても必要に応じて災害対策本部を設置することができる。

イ. 設置場所の例外

武力攻撃災害等により本部建物が使用不能となった場合、適宜、臨時災害対策本部を設置する。

(2) 解散

理事長は、武力攻撃災害等の終息によりその必要がなくなった場合、災害対策本部を解散する。

2. 組織及び構成員

災害対策本部長は、理事長とし、災害対策副本部長は、専務理事・常務理事・事務局長とする。その他の構成員は、「防災業務計画 別紙1 災害対策本部組織図」による。なお、各部長職のもとに、必要最低限の実務担当者を置く。

3. 機能及び業務分担

(1) 機能

各事業所により広域多岐にわたり分散している主要な業務について、一元的に指揮管理することにより効率的な武力攻撃災害等への対応を図る。部長職以上をもって各種対応、対策を検討し、審議を行い、災害対策本部長の決定によって国民保護措置担当部長から一元的に各事業所に対して指令、伝達される。

事業所にあつては、あらゆる情報の報告先と災害対策本部からの情報伝達を受ける窓口を供給部に一元化する。なお、事業団本部にあつては、災害対策本部の実務機能維持のための最小限の要員以外はすべて供給部に属し、供給課長のもとで事態の対応、供給業務等の遂行にあたる。

(2) 業務分担

事務局長及び各部長職の業務分担は次のとおりとする。但し、日常業務との関連から互いに補佐、補完するものとする。更に、担当職確保の状況によっては、各々の業務分担の兼務あるいは代行・担当換えを行う場合がある。

ア. 事務局長にあつては、渉外事項の全てを統括する。

イ. 総務部長にあつては、

- a. 食料・被服等の確保・調達に関すること
- b. 資材・機器等の調達・運用に関すること
- c. 金銭等の出納に関すること

ウ. 供給部長（国民保護措置担当部長）にあつては、

- a. 血液製剤等の供給業務に関すること。災害対策本部において決定された防災業務（血液製剤の需給に係る）に関する各事業所への指示・命令事項の伝達。
- b. 車輛の確保、運用、業務に必要な人員の確保等に関すること。
- c. 武力攻撃災害等に関わるあらゆる情報（即ち災害そのもの、各事業所、各医療機関及びその他関係機関等に関する情報。）を一元的に収集・整理して把握し、必要に応じて関係部署に伝達する業務に関すること。

- d. 災害対策本部に関する報告、同本部からの指示・命令、その他収集した情報等の全ての記録に関すること
- e. 血漿分画製剤等の事業団が取り扱っている医薬品等に係る渉外事項等に関すること
- f. 輸血セット等の輸血用医療器具等に関わる渉外事項。

第19. 通信の確保・運用

通信は、事業団の指揮・命令体系を維持するうえで極めて重要なものである。よって災害等における通信の運用は次のとおりとする。

1. 事業所間の通信

各事業所の呼び出し呼称は次のとおりとする。通信順は通信可能な事業所よりこの順番で通信する。なお、通信順は状況により供給部（けんけつしんじゅく）から開始することができる。

通信順	部署	呼称
1	災害対策本部(総務部)	けんけつ ほんぶ
2	供給部	けんけつ しんじゅく
3	辰巳支所	けんけつ たつみ
4	立川支所	けんけつ たちかわ
5	葛飾支所	けんけつ かつしか

2. 関係機関との通信確保

災害時は、可能な限りの手段を用いて関係機関との通信確保にあたる。また、東京都防災行政無線を通じ東京都国民保護対策本部と密接な連携を図るとともに、必要に応じて情報収集・連絡のため無線車輛及び要員を東京都国民保護対策本部並びに関係機関に派遣する。

3. 医療機関からの事業団への連絡手段の確保

日頃より各医療機関との間で、災害時等の連絡方法の構築・確認・周知に努める。特に、「東京都防災行政無線」（以下、「」は省略する。）を設置している事業所にあつては、日常の業務管轄外の医療機関からの要請があることも考えられることから、その運用について認識・習熟が必要であるとともに、事業団の業務用無線を用いて東京都赤十字血液センターへの連絡等の対応に遺漏がないようにする。

4. 通信手段に被害を被った場合の処置

有線電話が使用不能となった場合は、東京都防災行政無線・衛星電話・ハザードトーク・事業団業務無線及びセコム安否確認システムを活用して連絡・調整・情報収集を行う。

第20. 資材、機器及び情報等の管理

1. 資材、機器等の調達

防災業務遂行に必要な物資及び資材等の整備・備蓄・運用等については、防災委員会を中心として重要性、有効性等を比較検討し順次整備していくものとする。

2. 情報の収集・連絡調整

日頃より防災関係機関からの情報を綿密に収集し、業務に反映させる。

3. 業務協力の受け入れ

災害等による事業団の被災状況によっては、他組織、他機関より要員等の業務上の支援、応援を受けることも想定されることから、各事業所にある「主要医療機関納入案内」の更新等の整備を適宜行う。

4. 関連事業者との連携等

日頃より事業団の業務遂行に関係ある関連事業者と災害時の連携等について、別に調整・合意をしておく。

第21. 防災業務遂行に必要な日常点検

毎年1回特定の日を定め、定期的に災害対策用の各備品、設備、資材、機器、備蓄用食料、書類等の確認と点検を行う。確認する項目については別に定める。

第22. 防災思想の普及・高揚

災害等に対する意識・認識は、防災業務を遂行するための基本である。従って、日頃から防災に対する認識を深め、意識の高揚を図らなければならない。

第23. 防災業務計画の習熟及び訓練

事業団は不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施、情報の提供等を通して本計画の習熟に努め、災害等への対応能力を高めるものとする。

そのため、「防災週間」に行事その他の機会に毎年1回以上防災訓練を実施し、災害時における業務活動の円滑な実施を期せるよう努める。

第24. 報告

災害等の対処が終了したときは、国民保護措置担当部長が総括を行い、理事長に報告するものとする。

第25. 労務管理

災害等の発生に係る業務（訓練を含む。）に就いた職員の処遇については、就業規則に準ずるものとする。

第26. 計画の適切な見直し

適宜この計画の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更する。変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、都知事に報告する。また、ホームページ等において公表を行う。

附則 この計画は平成19年3月1日から施行する。

平成20年3月1日一部改訂

平成21年9月1日一部改訂

令和7年3月31日一部改訂